

消防 なんでも 南部分署

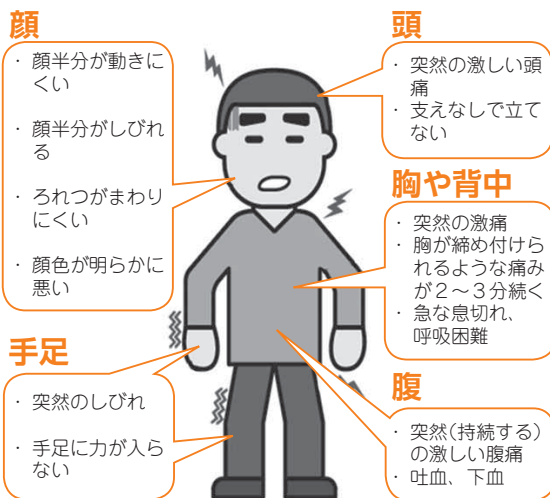


救急車を適正利用するためのポイント

ためらわず救急車を呼んでほしい症状

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番に連絡してください！

重大な病気やけがの可能性あります。



※救急車到着後、救急救命士が症状を観察します。緊急性・重症性がないと判断した場合は、救急隊が病院を手配し、自家用車等で病院を受診してもらうことがあります。

※救急要請時に、「サイレンを鳴らさないでください」と言われる場合がありますが、サイレンを鳴らし、かつ、赤色灯を点けることが救急車の要件として法律で定められているため、ご要望にはお答えできません。

○近年、症状に緊急性が無くても、「交通手段がない」「便利だから」「困っているから」と救急車を呼ぶケースが増えています。救急車や救急医療は限りある資源ですので、適正利用を心がけましょう。

お問い合わせ先

阿蘇広域消防本部南部分署 TEL (62) 90034

こちら 高森警察署 です！



年末年始の交通事故防止運動

■期間 12月21日(土)～平成26年1月3日(金)

年末年始は、人や車の動きが慌ただしくなるとともに、飲酒の機会も増え、重大な交通事故の発生が懸念される時期です。熊本県交通安全推進連盟を中心に、次のとおり「年末年始の交通事故防止運動」が行われます。

■運動の重点

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者の交通事故防止
- 3 シートベルトとチャイルドシートの全席着用の徹底
- 4 自転車の安全利用の推進

■運転者は

- 飲酒運転の悪質性・危険性を認識しましょう
- 高齢者や子どもの歩行者などに対して、思いやりのある運転に努めましょう

■家庭では

- 飲酒運転の危険性や結果の重大性について話しあい、飲酒運転をしない・させない・許さない環境をつくりましょう。
- 夕暮れ時や夜間の外出時には、明るい服装や反射材用品等を着用しましょう
- シートベルトとチャイルドシートの全席着用を習慣づけましょう

お問い合わせ先

高森警察署 TEL (62) 0110

知っておきたい 税情報



○公的年金収入のある人の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、

- ① 所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ② 住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、阿蘇税務署へ相談ください。

○法定調書の提出は1月31日まで

給料、報酬、不動産の使用料等を支払った場合には、支払先の住所、氏名、支払金額等を記載した源泉徴収票や支払調書等(総称して「法定調書」といいます)に、法定調査合計表を添えて税務署に提出することになります。

この法定調書は、利子、配当等の一部を除き、1年間の支払分を取りまとめて提出するもので、平成25年中の支払に係る法定調書の提出は、平成26年1月31日(金)までとなっています。誤りのないよう正確に記載し、期限までに提出してください。

法定調書の提出は、①「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」、②光ディスク等(CD・FD等)を利用して提出することができます。

なお、法定調書の枚数が千枚以上の場合は、光ディスク等又はe-Taxによる提出が義務化されています。

法定調書の提出について、ご不明な点がありましたら、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧いただくか、阿蘇税務署にお尋ねください。

お問い合わせ先

阿蘇税務署 TEL 0967(22)0551